

行政常任委員会会議録

平成 30 年 11 月 27 日（火曜日）

午前 10 時 30 分開議

委員会室

◎日程

1 教育課

- (1) 夕張市児童生徒就学援助事業に係る新入学用学用品費の早期支給について
- (2) 夕張市認定こども園の開設日について
- (3) 夕張市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

2 産業振興課

- (1) 道の駅 24 時間トイレ「さわやかクローゼット」の解体について
- (2) 農業雇用労働力確保対策について

3 財政課

- (1) 財政再生計画 12 月変更について
- (2) 12 月補正予算について
- (3) 専決処分について

◎出席委員（8 名）

大	山	修	二	君
高	間	澄	子	君
本	田	靖	人	君
小	林	尚	文	君
今	川	和	哉	君
熊	谷	桂	子	君
君	島	孝	夫	君
千	葉		勝	君

◎欠席委員（0 名）

【委員長挨拶】

(大山委員長)

ただいまから、行政常任委員会を開催いたします。

本日の出席委員は、8名全員であります。ほかに、議長が出席されております。

理事者側からは両理事、総務課長のほか、説明員として教育長、課長等が出席されることとなっております。

本日の委員会の進め方についてであります。教育課、産業振興課、財政課の順に報告を受け、これに対する質疑を行ってまいりたいと思いますが、そのように取り進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議がありませんので、そのように取り進めてまいります。

【教育課】

(1) 夕張市児童生徒就学援助事業に係る新入学用学用品費の早期支給について

(2) 夕張市認定こども園の開設日について

(3) 夕張市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

(大山委員長)

それでは、教育課より報告を受けてまいります。

(今教育長)

おはようございます。

教育委員会からの報告事項は、お手元の資料でございます3件について、掘主幹のほうからご説明を申し上げます。よろしくお願いいたします。

(掘主幹)

それでは、報告させていただきます。

(1) 夕張市児童生徒就学援助事業にかかわる新入学用学用品費の早期支給についてご説明申し上げます。

1ページ、資料1をごらんください。

議会等でもご指摘のありました新入学用学用品費の早期支給について、他市の状況は、道内の小学校で35市中22市、中学校で35市中25市となっており、約3分の2の市で既に実施しており、小中学校ともに未実施の市においても9市中6市で早期支給を導入予定としていることから、夕張市においても準要保護世帯の負担軽減策として導入をしようとするものであります。

現状は、2月上旬に資料を配布し、4月下旬に決定、5月上旬に支給しており、

年1回の支給でございます。

改正案として、平成30年度事業として、12月中旬以降に新1年生及び小学6年生の保護者全員に関係資料を配布し、1月中旬までに申請していただき、認定され方に対し、2月中旬ごろに支給しようとするものでございます。

また、平成31年度事業として、転入者等で準要保護申請をされた方に対し、平成31年度の基準で認定し、支給するものであります。また、平成32年度の新入学者に対しても本年度と同様に、平成31年度事業として早期支給を実施するものでございます。

夕張市児童生徒就学援助事業にかかわる新入学用学用品費の早期支給についての説明は以上でございますが、本事業は、財政再生計画の変更に計上しているもので、総務大臣の同意を得た後、補正予算の計上予定をしておりますので、お含みをお願いします。

次に、(2) 夕張市認定こども園の開設日についてご説明いたします。

2 ページ、資料2をごらんください。

これまで認定こども園の整備に当たっては、保育協会を中心とする関係機関と協議を重ねながらその開設に向け、平成28年度に施設整備基本計画の策定、平成29年度には施設の基本設計、本年度は実施設計に着手し、中間報告としておおむねの工事想定スケジュールが示されたところでございます。

2019年に建設、外構工事に着手し、2020年12月ころ完成の予定となります。

今後、直接関係する夕張市立夕張幼稚園及び統合が予定されております清陵保育園の運営を担う夕張保育協会と十分協議はいたしますが、開園しながらの骨子準備、作業には時間を要することや、子どもたちや職員に極力負担のない形での開園が望ましいことから、認定こども園の開設日は2021年4月を予定とし、各関係機関には、丁寧な説明により理解を得ながら準備に取り組むたいと考えております。

次に、(3) 夕張市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてご説明いたします。

3 ページ、資料3をごらんください。

本市においては、国の基準に従い条例で定めるものであることから、当該改正に合わせ、条例の一部を改正するものでございます。

本市においては、家庭的保育事業所がなく、今後も当該事業所等の開設が予定されておきませんので、ご承知をお願いします。

改正の概要といたしましては、家庭的保育事業等では、保育所、幼稚園等と連携施設を確保しなければならないこととなっております。今回、家庭的保育事業者が病気などの際に連携施設において保育を提供する代替保育に限り一定の状況を満たす場合、連携先を小規模保育事業者、または事業所内保育事業者から確保

することが可能となりました。

また、家庭的保育事業では、乳幼児への食事の提供は自園調理が原則ですが、調理設備の確保等が困難な実情を踏まえ、これまで5年間の猶予期間を定めておりましたが、10年間に延長となります。

それと同時に、外部搬入につきましても、これまで連携施設、系列事業所等からの搬入が認められていましたが、さらに保育所等への搬入実績があり、市町村が認める事業所からの搬入が可能となります。

5ページから新旧対照表を添付しておりますので、ご確認お願いいたします。

説明については、以上でございます。

〔報告に対する質疑〕

(大山委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を受けてまいります。

(熊谷委員)

就学援助の早期支給について伺います。

ようやく夕張にもこれが実施できることになりそうな状況になって、本当によかったなというふうに思っているところなんですけど、対象となる人数というんですかね、戸数でしょうか、予想としてわかれば、お願いします。

(押野見課長)

熊谷委員のご質問にお答えいたします。

新1年生につきましては、来年度の入学予定数は29名ですが、実際に何名の方が申請されて、何名該当になるかは不明ですが、教育委員会としては、これまでの割合等々含めて7名で設定しております。

あと、現6年生、来年中学校1年生に上がる子どもについては、今、就学援助を受けている実数そのままを想定しております。

以上です。

(大山委員長)

そのままというのは、何名なんですか。

(押野見課長)

少々お待ちください。

申しわけございませんでした。中学校は、小学校6年生から中学校に上がる人数は、4名を想定しております。

以上です。

(大山委員長)

熊谷委員、よろしいでしょうか。

ほかに、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで教育課を終わります。

【産業振興課】

(1)道の駅 24 時間トイレ「さわやかクローゼット」の解体について

(2)農業雇用労働力確保対策について

(大山委員長)

それでは、産業振興課より報告を受けてまいります。

(古村産業振興課長)

おはようございます。

それでは、私のほうから 2 点、報告させていただきます。

まず、1 点目になります。道の駅 24 時間トイレ「さわやかクローゼット」の解体について、ご報告をさせていただきます。

資料 1 をごらんください。

被災状況報告書となっておりますが、平成 30 年北海道胆振東部地震により、道の駅夕張メロード 24 時間対応トイレ「さわやかクローゼット」の浄化槽が破損したというものであります。これにつきましては、人的被害についてはございませんでした。

9 月 7 日時点での被災の状況であります。①の写真のとおり、トイレの浄化槽が破損し、周囲の土砂が槽内に流入し、アスファルトが陥没したと考えられたところであります。

また、②の写真のとおり、浄化槽が破損したことにより、汚水がアスファルト陥没箇所へ流出したところでありますが、外部への流出は見られなかったところであります。

資料の裏面をごらんください。

まず、A の写真であります。9 月 7 日、危険表示テープによるバリケードを設置し、施設の立ち入り禁止措置をとったところであります。

次に、B 及び C の写真をごらんください。

9 月 13 日に建設課による被害状況の施設確認のため、10 日に続き 2 回目汚水くみ取りを実施いたしました。確認の結果、浄化槽が破損し、浄化槽内に土砂が流入していたことが確認されたところであります。また、浄化槽上部を支えるくいについても、亀裂を確認したところであります。

次に、D の写真でありますけれども、9 月 14 日には公衆衛生上の被害が出るおそれがあることから、緊急対応措置として残っていた汚水を汲み取り、

陥没箇所への雨水進入及び落下防止のための措置を講じたところであります。

建設課による調査の結果、既存浄化槽の補修は不可能ということであり、再稼働はできないことを確認したところであります。

つきましては、現在地でのトイレの修繕や新設については、利用者の利便性から見ても現実的ではないことや、新たな場所での新設、JA 夕張市の店舗トイレの改修についても、多額の費用を要することから非常に厳しい状況にあり、現状、養生はしてあるものの、この冬を超した後、融雪等により汚泥による被害が拡大するおそれがあり、公衆衛生上の被害や陥没による建物倒壊等による人的被害などにより危険性が高いため、さわやかクローゼット、いわゆる紅葉山公衆トイレにつきましては、破損した浄化槽及び老朽化が進んでいるトイレの躯体の全部を除去することとし、12 月末に所要の経費を計上するとこととしております。

当該施設につきましては、平成 22 年度道の駅整備事業の改修工事において社会資本整備総合交付金を活用しており、処分には制限がある建物であります。このたびの処分については、災害または事故の責任に帰さない事由により使用できなくなった補助対象財産ということで、国庫返納金については発生しないということになっております。

これらの状況につきましては、道の駅を所管する北海道開発局及び道の駅北海道連絡会には、報告済みということであります。

なお、このたびの災害において 24 時間対応のトイレがなくなることにより道の駅の条件を満たせなくなることになりますけれども、当該トイレに係る浄化槽の被災については、地震による突発的なものであることから、北海道開発局との協議の中で、今すぐに道の駅取り消しとはならないということにはさせていただいております。ただ、今後の計画等が必要になるということであり、当面の対応として近隣施設のトイレを 24 時間活用できるよう、協力の依頼を行っているところであります。

また、夕張の道の駅につきましては単独型、夕張市が整備したものでありますけれども、開発局との一体型でのトイレの整備ができないかなど、現在北海道開発局とも協議を行っているところであります。

1 につきましては、以上であります。

2 の農業雇用労働力確保対策につきましては、主幹の黒田、佐藤より説明をさせていただきます。

(黒田主幹)

資料 2 でございますけれども、農業雇用労働力確保対策についてでございます。

この取り組みの背景と経過でございますけれども、年々夕張メロンの市場

のニーズが増加、その中におきまして、夕張メロンの生産農家、あるいは戸数の作付面積については減少傾向になっております。この原因でございますけれども、主な理由としては、労働力不足というところが主因になっております。

資料は、4月以降、農協でありますとか集落と我々いろいろ意見交換いただきまして、特に労働力アップの確保について強い要望があったところでございます。一方、関係の皆様と議論を深めてきたところでございます。

資料の1ページ目でございますけれども、取り組みの概略、取り組みのターゲットというところでございます。

左から、平成30年産の労働力の体系、右側に平成31年産、これから取り組みうとしております労働の取り組みの体系を図示したものでございます。

上から、生産の基本につきましては、家族労働力というところが、昨年を引き続き、変わらない状態で平成31年も継続していく状況でございます。

次に、農業雇用労働力につきまして、長期雇用の部分でございますけれども、真ん中の欄で、夕張農業サポーター(夕張定着型)というところを新たに挑戦していこうとことで考えてございます。従来の日本人長期雇用、中国人の外国人技能実習生、この部分が継続して取り組みながら、新しく首都圏、都市部から受け入れ隊を募集いたしまして、夏はメロン生産、冬場はスキー場勤務といったような形で、いろいろサポーターを募集したいというふうに考えてございます。

季節雇用につきましては、従来の日本人季節雇用にかえまして、従来の8時間が基本だったのですけれども、4時間ありますとか午前午後だけといったような短時間の雇用も求めていると。あわせまして、酪農学園大の学生を中心に学生の募集をかけて取り組んでいこうというふうな考えでございます。

おめくりいただきまして、資料の2ページ目でございますけれども、取り組みの概略として、全体像についてでございます。

取り組みのスキームのことでございますけれども、上の囲みのところをあらんくください。

欄の一つ目なのですけれども、この取り組みに関してなのですけれども、人口減少及び高齢化が進む中で、夕張メロンの安定生産、これは具体的には70万株の生産、24億円の販売というような数字がございますけれども、そういった安定生産とブランド向上を図っていくために、生産者、それから農協、市が一体となって新たな人材確保に挑戦してまいりたいというふうに考えております。

具体的には、丸の二つ目なのですけれども、このため、平成30年12月から三つの取り組みを開始したいと思っております。一つ目としては、夕張農

業サポーターの全国募集、二つ目として、目的外使用公営住宅の住環境整備、三つ目として、受け入れ支援体制の充実のために GCF の取り組みを実施したいというふうに考えてございます。

その下、具体的なつきましては、佐藤主幹のほうから説明します。
(佐藤主幹)

おはようございます。

私のほうから、取り組みスキームについて説明させていただきます。

まず、4月の農業振興協議会の意見の中で、こういう労働対策という中の大きな柱になるのが、公営住宅の有効活用をさせてくれないかということを非常に強く要望があって、今まで、市としてはここをお断りしてきたわけですが、7月から準備を始めまして、9月14日申請で地域再生計画を内閣府に公営住宅の目的外使用の緩和、拡大の計画書を提出して、11月9日に認定を受けております。

ここの認定された地域再生計画の内容ですけれども、単に労働者の住む場所ではなくて、総合戦略でも書いていますように、外から夕張にかかわる人がかかわりやすい環境をつくるということを重要視しておりますので、単にアパートの代替という発想ではございません。

もう一つ特徴的な部分につきましては、地域が主体的にそういう人方を受け入れるという組織団体等があって、そこに対して目的外使用で住宅を提供するというスキームになっております。そういうようなスキームを活用しまして、来年度から新たに全国募集する農業労働力のサポーターの方の確保に努めてまいりたいと。

それにつきましては、9月補正で予算の可決をいただきました全国募集に係る費用として、現在「日本仕事百貨」というサイトに、農業者と一緒に協力してつくったサイトのアップに向けて今準備していると。

このサイトにつきましては、12月14日にアップされる予定ですが、1月6日までに……。この中で希望者がいましたら、可能な限り面会を行って、その方の受け入れ体制、必要なものを整備していくと。

続きまして、チャレンジⅡですけれども、その目的外を使用する住宅の中を地域のボランティアや地域にあるもので、場合によっては購入をして、かばん一つで来られるような環境をつくっていくということでございます。

この必要性については、農業に関しましてもスキーに関しても、期間就労であることから、個人のものを持ち込むことに対して非常に難しいだろうということで、このようなチャレンジⅡを予定していると。

続きまして、チャレンジⅢですけれども、今年度、当初予算では載っていない事業を先行実施して、9月補正、12月補正という形で展開してきており

ますけれども、平成 31 年度以降、さらに農業者からの要望を加速化して、実感が出てくるような取り組みとしていくと。また、平成 32 年度からは、農業振興計画の見直し、新しい計画がスタートしますので、そこにしっかりと位置づけて事業を展開していきたいと考えております。

これに係る予算につきましては、12 月補正で 380 万円の予算措置を今予算要求しているところでございますので、後ほどの説明になると思ひまして省略いたします。

私の説明は、以上でございます。

〔報告に対する質疑〕

(大山委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を受けてまいります。

(熊谷委員)

取り組みの概略の①のところでちょっとお伺いします。1 ページですね。一番上の段の生産の基本のところ、平成 30 年産は家族労働力、平成 31 年産が家族労働力(価値向上)とあるのですが、この価値向上について、ちょっともう少しわかりやすくお願いします。

(黒田主幹)

お答えいたします。

1 ページ目の資料の下のほうを見ていただきたいのですけれども、雇用問題解決調査報告というのがございます。

これは、去年の平成 29 年度に、市の事業で北大とか学園大の先生をキャップとして調査チームをつくりまして、1 年間かけて調査した結果の内容でございますが、その中の提言として、多様な労働力を工夫していろいろな作業のいろいろな作業体系に組み込んで家族を労働力の価値最大化を図ることが必要だというような提言を受けたところでございます。

具体的には、簡単な作業、メロンの運搬とか送るとか、そういう簡単な作業を、例えば夕張農業サポーターでありますとか、酪農学園にバイトをしていただいて、難易度の高い作業について家族の支援でありますとか、そういった方々にやってもらおうというふうな、要領の配分をかえていくような取り組みのことを指し示しております。

以上です。

(熊谷委員)

わかりました。その点については、ありがとうございます。

その次なんですけれども、2 ページ目の②、目的外使用の公営住宅の住環境整備という、市民からもあいている住宅を何とか有効活用できないのかとい

う声が出ていましたから、よかったなというふうに思っているところです。

それでお聞きしたいのは、以前から移住促進という観点で、ほかの地域では、ちょこっと暮らしとかということもやっているわけですが、この場合は、夕張メロンの作業をするということが前提条件だという、そういう考え方でよろしいでしょうか。

(佐藤主幹)

公営住宅の目的外使用につきましては、市民の主体的な取り組みを支援すると同時に、そうした夕張に何らかのかかわりが継続的にされている方との交流促進という目的です。

今回、農業という形で入ったのは、やはり全国募集する中で、農業の労働力については、人口ビジョンでも示されているように、労働力の中でも産業別、特に高齢化が進んでいるということからすると、全国から人をキャッチしやすいというコンテンツが農業やスキーであるということから、まず始めると。

今、熊谷委員が言われたように、市民が主体的に取り組む、かつ団地とのきちんとコミュニケーションがとれるのであれば、市民主体の取り組みを妨げるつもりはございません。

(大山委員長)

よろしいですか。ほかにございませんか。

(今川委員)

資料 2 の、これは目的外使用の公営住宅の件なのですが、目的外使用の公営住宅について、市が得られる賃料収入については、どのような形になるのでしょうか。

(佐藤主幹)

今、建設課とこの件を協議中ですが、家賃をいただかないという考え方が基本ございませんので、基本、家賃はいただくんですが、家賃の額というのは、どのあたりが適切かということ。

ただ、今回、農業やスキーと考えますと、農業でいうと、まず仕事をやめて来られるとか、仕事をされていないで来るということになりますので、収入分位としては低く本来なので、そういうようなバランスを考えるということと、あとはご家族で来る場合とかというのがありますので、建設課のほうには通常の家賃を支払う、目的外使用するところが払って、ここからが目的外使用をするところが利用者からお金をいただくのですが、いわゆる使用料に応じて払う家賃よりも、こちらが利用者からもらうお金が高くなるとおかしな話になりますので、そこの均衡を図るというような形で考えています。

(大山委員長)

よろしいですか。

(今川委員)

確認なんですけれども、入居者が直接、市に払うというよりも、実施主体の方が借り上げて市に支払って、自治体のほうに対して入居者が支払うというような考えで、今はよろしかったでしょうかね。

(佐藤主幹)

あらゆるケースがあると思うのですけれども、例えば農業労働力の方でいうと、例えば友達同士で来ると、この期間であった場合に、では、Aさん、Bさん、どちらから家賃をいただくのかとなりますので、そういうことではなくて、あくまでも目的は一緒でも借りる人がちゃんと誰が利用するかというところをきちんと届け出をして、お支払いをするという形になりますので、利用する人が1人の場合もありますし、複数の場合もあるということで、やはり受け皿が払うということが望ましいと考えています。

(大山委員長)

よろしいですか。ほかにございませんか。

(小林委員)

確認でお願いしたいんですけれども、提案された分については、おおむね新たな取り組みとして、これから成功していただけるよなと思っている一人でございますけれども、その中で、これら今提案された分については、チャレンジⅢに書いているように、11月30日に振興協議会総会にて内容を協議というふうになっておりますけれども、その部分の中での意見も反映させるのかという分と、それから雇用労働力の緊急対策事業、これらの実施主体の振興協議会の中で請けおっていただくという、この分について確認いただければ、お願いいたします。

(佐藤主幹)

11月30日に開催される農業振興協議会の臨時総会に関しましては、当初、農業振興策に係る予算のうち、当初の見込みより減った部分を新しい課題に振り向けるということですので、4月に農業振興協議会とお話をした今年度の事業の話が変わるということですので、ここできちんと趣旨説明を一度することと。

また、今後ガバメントクラウドファンディングで新しい資金の獲得を目指すわけなんですけれども、その獲得が見込めた場合に、今後どういう形でこれを加速化していくかというところのアイデア出しの議論を、この協議会でしたいというふうに考えています。

あと、受け皿につきましては、農業振興協議会、農協、夕張市、農業者、

その他農業関連団体が入っていますので、その中で見える化して取り組むのがいいだろうということで、協議は進めております。

以上でございます。

(大山委員長)

よろしいですか。

(小林委員)

よろしくお願ひしたいと思ひますけれども、また農業の振興策については、別の機会にもまた質問させていただこうかなと思ひておりますので、お願ひをいたします。

もう一つ続けてよろしいでしょうか。

これも、若干考え方をお聞きたいところなのですが、先ほどの道の駅の「さわやかクローゼット」の解体についてですけれども、当然、震災によつての部分が大きくある中で、それぞれの関係機関との理解も得ての事業の継続はできるという部分ですけれども、解体を12月にされるということですが、その中で、道の駅は当然やっぱり利用者含めていろいろな関係団体、機関、かかわっておりますので、それらの説明がどのような形でなされたのか。また当然、運営協議会があるわけですので、その部分でもどういふご意見があつたのか。それから、利用者からの使えないという部分の問い合わせがあつたのかと。

それからもう1点、三つ目ですけれども、これは関わりがある関係団体、それぞれあるかと思ひますけれども、その部分が、やっぱりこれからかかわる事業として行つていく店舗の上であつたり、いろいろな部分でかかわりを持ってくると思ひますよね。そのかかわりの中で、考え方を、今いろいろと作業を進めてどうにかならないかという部分での問い合わせなり、それぞれ関係機関と連携をとつていると思ひますけれども、当面やっぱり必要なことは、それら関係している部分のこれからの事業展開にも影響がありますので、当面考え方は、これからこういうふうに通の駅をしていくんだという部分、課題を整理することがこれから内部としてやつていくのか、その辺考え方をお聞かせいただきたいと思ひます。

(古村産業振興課長)

小林委員の質問にお答えをいたします。

まず、かかわっている団体のことですが、市が設置している道の駅ということでもありますけれども、運営につきましては、運営協議会で行つていただいているということになります。

運営協議会、いろいろな団体入っておりますけれども、まずは農協に主たるところを担つていただいているということになっておりますので、農協と

は、当時被災した日から順次お話をさせていただいて、いろいろと協議をさせていただいているところであります。

それから、お客様からの問い合わせということの部分ですけれども、市に直接ということは今のところは全くないということになっています。ただ、農協のメロンの店舗のほうには、24 時間トイレがなくなっているということなので、そういうお話が多少あるという話は聞いております。

それから、今後の考え方ということでもありますけれども、道の駅であることが市としても大事ということは考えておりますし、このまま取り消しになるということは、市としても思いではないということになりますので、今後どのような形になるかは、現在何とも言えませんが、先ほども申しましたように、開発局とも協議をしながら、何とか道の駅という形で残せる方向で協議を進めているというところであります。今すぐ答えが出るというようなことでは、ちょっとないというところが現状であります。

実際のところ、トイレの改修、新設につきましては、多額の費用がかかるということでもあります。今回改善するにしても結構いい金額がかかる、それから、改修をするにしても結構いい金額がかかる。建設課の見積もりでは、被災金額 5,000 万円ほどというような、浄化槽の破損について 5,000 万円ほど直すのにかかるというような形の話も出ていますので、金額が金額ということですから、現状ちょっと今すぐというようなことは言えませんが、関係団体と協議をして、今後対応を進めるよう考えています。

(小林委員)

ありがとうございました。

これから先、いろいろな進捗、また考え方が出てくるかと思っておりますけれども、それぞれ協議されまして、私どもにも、進捗がございましたら話のほうの提供を、また考え方を協議させていただくことがあればと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

(大山委員長)

ほかにございませんか。

(熊谷委員)

まず 1 点目なのですが、今の道の駅の「さわやかクローゼット」の件です。先ほどの説明の中に、今回のものは、市が単独で建てただけけれども、今後開発と一体型で整備ができないかというようなお話があったかと思うのですが、その一体型というのはどういうものなのか。ほかの地域でもやっているのか、その辺はどうでしょうか。

(古村産業振興課長)

熊谷委員の質問にお答えいたします。

一体型、単独型というお話をさせていただきましたけれども、単独型の市がやったほうにつきましては、市のみで建設をしたということになります。一体型というのは道路管理者、いわゆる道の駅ですので、道路管理者と市町村が一緒に整備を進める道の駅というような、その二つのパターンがあるということになっています。

当初は、市は単独型でスタートしているということなので、先日、開発局とはお話をさせていただいているのですけれども、途中から一体型に変更できるかどうかというようなことも問題になりますし、その部分に関しては、今開発局のほうでそのお話をいただいているというところであります。

(熊谷委員)

ほかの地域で、そういうのはあるのだろうか。

(古村産業振興課長)

ほかの地域では、そういうところがあります。(発現する者あり)

今の回答にちょっとつけ加えさせていただきますが、当初から一体型でスタートしている道の駅はあるということで、途中から変更になったということに関しては、今まではないという……。

(大山委員長)

よろしいですか。

(熊谷委員)

その件に関しては、わかりました。

先ほどの目的外使用の公営住宅のことで、もうちょっと詳しく聞きたいのですけれども、若い人たちの間でシェアハウスというような住み方もはやっていて、先ほどの話ですと、何人かで借りることもできるのかなというふうにお聞きしていたところなんです、1人が1軒を借りるのではなくて、数人でとかグループでとか友達同士でとか、そうやってきて、スキーにかかわるなりメロンの作業をするなりということも、一緒に住むということ可能だというふうに考えてよろしいのですか。

(佐藤主幹)

基本的には、旅行ついでに、いわゆる旅館業法の代替ということはあってはいけないというふうに考えています。ですので、何らかの夕張にかかわる、例えば大学生が中期的に夕張にかかわるんで拠点をつくって、そこで新しいまちづくりの研究活動するんだとかはいいと思うんですけれども、何人かで借りると安いからそうしようということを地域再生計画の中で緩和しているということではありません。

ですので、何が悪いかなというようなことまでを書いている地域再生計画はなくて、総合戦略の中で外からのかわりを住民が受け入れつつ知恵を習得したり、地域の力にするということを大きな基本方針として書いてある。それをどう実現するかという中に一つの公営住宅をコンテンツとして、それに基づいての活用しやすいように見直しをしたということでございます。

(大山委員長)

よろしいですか。ほかにございませんか。

(本田委員)

資料 1 の「さわやかクローゼット」の件なんですけど、先ほどの何点か、質問、議論の中でいろいろありましたが、説明の中でも、今すぐトイレが使えなくなったことによって道の駅を廃止することはないということを開発局と確認をしているというご報告でしたが、利用者の視点からすると、道の駅に行って 24 時間対応のトイレがないというのは、大変不便な部分が大いものと考えます。

今すぐは大丈夫ということなんですけれども、ある一定程度の期間を区切って、いつまでに判断をされるというようなことが必要な部分もあろうかと思うのですけれども、その点については、開発局との関係もあろうかと思うのですが、どのようにお考えでしょうか。

(古村産業振興課長)

本田委員の質問にお答えいたします。

今すぐは大丈夫ということではありますが、開発局もいつまでもただこのままではまずいよというようなことをいただいております。というところと、現在、利用者につきましては 24 時間トイレがない状況になっております。

店舗が開いている時間については店舗のトイレを使えるということで、それ以外の時間をどうするかというところで、近隣の施設について 24 時間対応できるトイレがないかというところで、今現在、こちらのほうからお願いをしているところで、その返答がまだ来ていない状況であります。そのところで活用できれば、当面 24 時間のトイレというのは活用ができるのではないかと考えています。

それと、いつまでの期間でというようなところなんですけれども、その件に関して、開発局と協議をしながらということになりますので、それが今、来年だとか再来年だとかという期間というのは、今決まっているわけではございません。協議をする中でいろいろな方策をちょっと考えていきたいと思えます。

(大山委員長)

よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで産業振興課を終わります。

【財政課】

- (1) 財政再生計画 12 月変更について
- (2) 12 月補正予算について
- (3) 専決処分について

(大山委員長)

それでは続いて、財政課より報告を受けてまいります。

この場合、(1)、(2)の報告を受け、それに対する質疑を受け、(3)については、その後報告を受けたいと思います。

(芝木財政課長)

おはようございます。

財政課より、報告申し上げます。

まず、報告事項の 1 点目、財政再生計画 12 月変更について、資料 1-1 をお開きください。

今回の計画変更の基本的な考え方といたしまして、平成 30 年度第 3 次(9 月)変更以降に生じた新たな課題に対応するものであり、計画変更に伴い、必要となる財源につきましては、特定財源は、国道支出金及び幸福の黄色いハンカチ基金繰入金を活用するほか、一般財源は、平成 29 年度において発生した決算剰余金を財源とした繰越金により対応するため、再生計画期間の変更はないものでございます。

それでは、歳出から説明を申し上げます。

歳出総額 2 億 8,964 万 5,000 円。

まず 1 点目からですが、9 月 6 日に発生した胆振東部地震による施設修繕に関するものは、1 番目、6 番目、8 番目、9 番目、10 番目、15 番目、19 番目となりますので、ここは一括で説明します。

まず 1 番目、本庁舎維補修。こちらは、市役所の本庁舎が複数箇所、具体的には 6 階の配管の補修、それから正面玄関、それからボイラーの膨張管、外壁、そして議事堂の照明と各階の天井、こちらが被災したことから、修繕に要する経費を追加するものでございます。

6 番目、老人福祉会館の修繕。こちらは、老人福祉会館のトップライトガラス及び車庫の外壁が破損したために、該当箇所の修繕を実施する経費を追加するものでございます。

8 番目、紅葉山公衆便所解体。こちらは、先ほど産業振興課の報告でもありましたが、紅葉山の公衆便所が被災し使用できなくなったことから、安全確保のために解体工事を実施する経費を追加するものでございます。

9 番目、高松井源泉供給施設硬水軟化装置修繕にかかわる水処理設備の調査。こちらは、高松の温泉の井戸、こちらの供給施設で硬水、もともと硬水であるものを軟水に変える装置が破損して修繕が必要となりました。この修繕の前に、もともとの水質等の事前調査を行う必要があることから、この調査を実施する経費を計画に追加するものでございます。

10 番目、市営住宅の修繕。こちらは、清水沢地区公営住宅の「歩」の浄化槽が破損して修繕が必要となったために、経費を追加するものでございます。

15 番目、小学校の維持補修。こちらは、ゆうばり小学校の体育館の天井と床が被災して修繕が必要となったことから、修繕に要する経費を追加するものでございます。

19 番目、中学校の校舎維持補修。こちらは、夕張中学校の体育館のステージの内壁が被災して修繕が必要となったことから、該当箇所の修繕に要する経費を追加するものでございます。

1 ページ目に戻ります。

番号の 2 番目、財政調整基金積立金。平成 29 年度の決算剰余金につきまして、今回の補正分の一般財源を控除した額を財政調整基金に積み立てるための経費を追加するものでございます。

3 番目、幸福の黄色いハンカチ基金助成。特定団体への指定寄附があったことから、指定に基づき、当該団体へ助成を行うための経費を追加するものでございます。団体は、ゆうばりキネマクラブ、夕張太鼓保存会、一般社団法人らぶらす、成人祭実行委員会、社会福祉協議会、あ・りーさだの 6 団体でございます。

4 番目、総合行政システム改修。平成 31 年 4 月 1 日施行の国民年金法の一部改正により、産前産後の一定期間、国民年金保険料が免除されることから、これに合わせたシステムの改修を行う必要が生じたため、所要の経費を追加するものでございます。

5 番目、特定個人情報の提供の求め等にかかわる電子計算機の設置等関連事務の委託にかかわる交付金。こちらは、個人番号含む個人情報、これを特定個人情報と呼びますが、この特定個人情報の取り扱いにつきましては、全国の自治体が地方公共団体情報システム機構に委託をし、公金という形で料金を支払っております。この当該交付金につきまして、今年度の自治体がおのおの負担する額の確定通知がある。当初予算を上回る見込みであることから、不足分を追加するものでございます。

7 番目、児童手当給付金。児童手当給付につきまして、転入や児童の出生により当初予算を上回る見込みであることから、予算の不足分を追加するものでございます。

ページをめくっていただいて 11 番目、スキー学習にかかわるスキー用具レンタル費。スキー学習の対象となる中学 1、2 年生のうち、保護者負担軽減のためにスキー用具を所有していない生徒を対象として、スキー用具レンタルを行う経費を計画に追加するものでございます。

12 番目、遠距離通学用自動車運行委託。要支援児童生徒の運行を 1 日 1 往復行っておりますが、今年度開始時に小学 1 年生が追加され、こちらがほかの学年の児童生徒と下校時間が合わず復路のみ 1 便追加することとなりましたので、これが当初予算を上回る見込みであることから、予算の不足分を追加するものでございます。

13、14、18 番目につきましては、教育施設の燃料費につきまして、燃料の単価の上昇により、予算の不足を追加するものでございます。13 は幼稚園、14 は小学校、18 は中学校においてそれぞれ燃料費の単価上昇により不足分を追加いたします。

16 番目、児童通学費給付費。児童生徒に対する通学バスの往復定期券交付につきまして、年度途中で対象者が 4 名分増加したため、当初予算を上回る見込みであることから、予算の不足額を追加するものでございます。

17 番目、新小学 1 年生の就学援助にかかわる新入学用品の早期支給。こちら、教育課より先ほど報告があったと思いますが、準要保護者に対しまして、小学校の入学準備金、これまで当該年度の 5 月に支給しておりましたが、平成 31 年 4 月入学者から 3 カ月間前倒しして 2 月に支給することから、平成 30 年度予算に計上する必要となったため、所要の経費を計画に追加するものでございます。

20 番につきましては、こちらの中学校 1 年生にかかわる新入学用品の早期支給分でございます。

21 から 23 番目につきましては、昨年度交付を受けた交付費及び道費につきまして、事業の生産により返還が必要となったため、所要の経費を追加するものでございます。

24 番目の予備費。こちらのほうは、9 月 5 日に被害を受けた台風 21 号及びさきの 9 月 6 日の北海道胆振東部地震の応急復旧に、今回計画変更で計上した経費以外に多額の予備費を執行する必要があったことから、この先の不測の事態に備え、所要の経費を追加するものでございます。

次に、歳入でございます。

資料に記載のとおり、歳出予算の計画変更に伴い、国道支出金、繰入金、

繰越金の変更を行うものでございます。

資料 1-2 に関しましては、財政再生計画を変更する部分につきましてお示しするものでございます。

歳入歳出年次総合計画におきまして、ただいま説明した内容に基づく平成 30 年度分の変更のほか、平成 29 年度分につきましても、さきに認定のあった平成 29 年度決算に基づく分を計画に反映した形で変更を行うものであります。ご参照ください。

次に、補正予算につきまして、資料 2 をお開きください。

1 ページ目、一般会計補正予算の款別明細でございますが、総額 2 億 8,964 万 5,000 円で、財源内訳は、国庫支出金が 361 万円、道支出金が 51 万 3,000 円、その他収入として基金繰入金が 23 万 1,000 円、一般財源としまして 2 億 8,529 万 1,000 円は全額繰越金で措置することになります。

2 ページ目、事項別明細の補正につきましては、先ほどご説明した計画変更の内容と同様となっておりますことから、説明を割愛させていただきます。

なお、番号 8 番、9 番の農林業費の補正につきましては、さきに産業振興課より報告のあったものを予算に反映したものでございますが、この部分のみ同事業、同性質における予算の組み替えであり、再生計画の変更には含まれないことを申し上げます。

ページをめくっていただいて、5 ページ目でございます。

国民健康保険事業会計の補正につきましては、総務費として、国保事業状況システム改修にかかわる負担金を国保連に支出するもので、財源は道支出金を充てるものでございます。

諸支出金としましては、高額療養費共同事業にかかわる国、道への過年度過誤納還付金を補正するものでございます。一般財源は、国民健康保険準備基金繰入金で措置いたします。

次に、水道事業会計の補正につきましては、担当する課長より説明いたします。

(熊谷土木水道課長)

続きまして、水道事業会計補正予算について、ご説明申し上げます。

水道補正調書の裏面になりますけれども、収益的支出の水道事業費の補正であります。

初めに、営業費用の主な内容でございますが、原水及び浄水費は、実行見込みにより 300 万円減額補正するものでございます。配水及び給水費においては、各地区の配水管漏水修理の増額、さらには各施設の補修及びポンプ関係の緊急修繕などから 151 万 4,000 円を追加補正するものでございます。

次に、特別損失でございますが、去る 9 月 6 日の発生の胆振東部地震の影響

響により配水管の漏水修理のほか、市内全域で発生した大規模停電によって断水になるおそれがあることから、これを回避するため、南部、沼ノ沢、真谷地地区の送水ポンプに 5 台の発電機を設置し、その運転に要した経費 148 万 6,000 円を計上するものでございます。

この結果、収益的収入及び支出の補正後の収支差し引きはゼロとなるものでございます。

以上で、水道事業会計補正予算の説明を終わります。

〔報告に対する質疑〕

(大山委員長)

それでは、これより 1、2 の報告に対する質疑を受けてまいります。

(熊谷委員)

いろいろ大変な状況の報告の中で、嬉しい報告があったので聞きたいのですが、すけれども、資料 1-1 で、7 番目の児童手当の給付金、予定を上回る転入や児童の出生によりというふうにあるのですけれども、何人分の不足分追加なのか、数値でもしわかればお願いします。

(押野見教育課長)

熊谷委員のご質問にお答えいたします。

当初、延べ 4,510 名で見込んでおりましたところ、見込みでは 4,793 名、延べ 283 名の増となったところでございます。

以上です。

(大山委員長)

ほかにごいませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、ここで関係課の皆さんは退席願います。

それでは、引き続き財政課より、報告を受けてまいります。

(早川主幹)

お疲れさまでございます。

資料の 3、専決処分についてご説明いたします。

本市において、過去に例のない甚大な被害をもたらした台風 21 号の影響で発生した暴風により、平成 30 年 9 月 5 日未明に夕張市鹿の谷 1 丁目 63 番地 1 の市有地に自生する老朽木が同敷地のうち 640.02 平米を住宅敷きとして借り受けしている相手方の所有する 2 階建て住宅方向へ倒れました。その際に、倒れた枝が住宅の軒に接触しまして、天井部分 1 カ所、そして 2 階ベランダ部分 1 カ所の計 2 カ所を損傷させてしまいました。そのことから、修理に要する経費につきまして、損害賠償請求があったところであります。

市有地に自生する樹木の管理責任につきましては、敷地所有者として、市が当然負うものでありまして、今回の損傷に係る復旧の費用につきましても私どもが損害賠償金として相手方に支払うべきものであるという認識の上で、夕張市損害賠償委員会を開催し、調査審議をいただいた上で損害賠償額について妥当であると判断されたところでございます。

そのため、相手方へ支払う損害賠償額の決定につきまして、平成 30 年 11 月 14 日市長において、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第 2 項規定により、平成 30 年第 4 回定例市議会において報告させていただくものでございます。

以上です。

〔報告に対する質疑〕

(大山委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を受けてまいります。

(熊谷委員)

今回は、鹿の谷の住宅でということなのですが、今後に向けて、市のほうで、似たような状況で、予防のためにというのですかね、そういうふうに樹木を切ったりとか、そういうことは考えていらっしゃるのでしょうか。

(早川主幹)

熊谷委員のご質問にお答えいたします。

通常、管財係のほうで伐採の委託料というものが予算計上しております。その予算につきましては、倒木の危険があるものというものの優先順位をつけていながら毎年執行しておりますが、こういった形で今回、例えば山が家のすぐ裏にあるとか、そういった状況の場所がたくさん確認できました。そういうところにつきましては、今回の台風の被害と地震の際にあらかじめ伐採しております。今後もそういったことは想定されると思いますが、基本的には、今年度対応できるかなと思っております。

以上です。

(大山委員長)

よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで財政課を終わります。

(大山委員長)

性格上、削除ということで問題ないと思いますがいかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

では、そういうことで。

それでは、以上で、本日予定いたしました案件は全て終了しましたので、行政常任委員会を閉じます。

大変ご苦勞さまでございました。

夕張市議会委員会条例第 27 条第 1 項の規定により、ここに署名又は押印する。

夕張市議会 行政常任委員会

委 員 長 大 山 修 二 ㊟